

## 松茂町シルバー人材センター入(退)会申込(届出)書

申込年月日 令和 年 月

松茂町社会福祉協議会会長 殿

下記のとおり入(退)会したいのでお届けします。

※退会の場合のみ記入

会員番号	INFコード	入会日	年 月 日	退会日	年 月 日	入会動機	※退会理由	写真			
氏 名	フリガナ		生年月日	昭和 年 月 日		健康状態	1 2 3 4 丈夫 普通 弱 難		1. 社会的 2. 健康的 3. 経済的 4. その他 5. 希望する仕事がない 6. 就業機会提供不足 7. その他		
	〒			緊急連絡先	住 所		氏 名 ( 続 柄 )			電 話 ( )	
現 住 所	電 話 ( )		携 帯 番 号		電 話 ( )		電 話 ( )				
	主 な 職 歴	勤続年数	仕事内容・勤務先		希 望 す る 仕 事	仕事の内容		資 格 ・ 免 許 ・ 特 技 等	資格名		
年											
年											
年											
特 記 事 項			交通手段			振 込 先		阿波銀行 支店			
						口座番号 ( )					

入 力

別紙

運転免許取得状況調査

		現住所	連絡先	備考
会員番号		松茂町	自宅 088- -	
氏名			携帯 - -	
免許証		免許の種類	免許番号	有効期間
				年 月 日

令和 年 月 日現在

# 就業承諾書

私は、貴シルバー人材センターの会員として、次の事項を承諾するとともにこれを厳守し、貴シルバー人材センター(以下、「センター」という。)の事業発展に貢献するよう努力致します。

## 記

1. センターの基本理念、目的趣旨に賛同し、センターの定款、会員就業規程その他諸規定を厳守すること。
2. センターの業務は、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く)を希望する高年齢退職者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供することと理解し、就業に際しての条件(配分金、就業時間、仕事内容等)は、センターと発注者が協議して決定したものに従い、これらの事について発注者と直接交渉はしないこと。  
また受注した仕事の完成については、センターと会員が連帯して責任を負うこと。
3. 入会しても、すぐに就業できるとは限らないこと。
4. 会員は、就業上、知り得た事項及び発注者の不利益になることは他に漏らさない等、個人情報保護方針に基づき適正な取り扱いをすること。
5. 会員と発注者あるいはセンターとの間には、雇用関係が成立しないので、労働基準法等の労働関係諸法規及び労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会・労働保険の適用がないこと。
6. 就業先において、センターから提供された業務以外に従事することなく、常に安全・適正な就業に心がけ、傷害、損害事故等を起こさないよう十分注意すること。
7. 会員の故意又は重大な過失や自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したときなど、「シルバー人材センター賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。
8. 会員が就業することにあたっては、家族等の理解と承諾を得ていること。

前年度に引き続き会員として就業する場合には、本書の内容を引き続き承諾して就業するものとする。

年 月 日

社会福祉法人 松茂町社会福祉協議会  
松茂町シルバー人材センター  
会 長 殿

(本人) 住 所 : \_\_\_\_\_  
氏 名 : \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 : \_\_\_\_\_ 携帯番号 : \_\_\_\_\_

(家族等) 住 所 : \_\_\_\_\_  
氏 名 : \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 : \_\_\_\_\_ 携帯番号 : \_\_\_\_\_

本人との続柄[ \_\_\_\_\_ ]

## シルバー人材センターの働き方とは！

★臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業であることが原則です。

シルバー人材センターの働き方は、生計の維持を目的とした本格的な就業ではなく、任意的な就業を意味するものであり、会員一人あたりの就業日数は、連続又は断続的な概ね月10日程度以内の就業を原則としています。

センターが受注する仕事によっては、契約期間が長期にわたる公園の管理や建物・施設の管理、駐車場の管理など年間を通して行われる仕事もありますが、その場合は、一定の期間あるいは一定の時間ごとに、何人かの会員でローテーションによる就業を行っています。

また、月10日程度の就業であっても、一人の会員が長年にわたり同じ場所での継続した就業は出来ません。より多くの会員に就業機会を均等に提供できるよう、センターでは就業期限を定め、その時期になれば就業場所の交代をお願いしています。

★シルバー人材センターは、会員相互が連帯し、共助の精神で共働することを基本理念としています。

～就業の独立(長期間継続就業)はやめましょう～

★センターは、原則として請負・委任形式で仕事をひきうけています。

発注者の指揮命令の下で就業することや、発注者の雇用する従業員等と一緒に作業することは実態として雇用関係とみなされます。センター事業は、主に雇用関係でない就業(請負・委任による受託事業や独自事業)を通じて、自己の労働能力を活用し、それによって追加加入を得るとともに、社会参加による生きがいの充実を図ろうとするものです。実態として、請負・委任になじまない就業形態の場合は、発注者に直接雇用してもらうか、シルバー派遣への切り替えが必要となります。

(但し、シルバー派遣への切り替えたとしても、一人当たりの就業は月おおむね10日(月80時間)以内が厳守となります。)

現在、厚生労働省の指示により、全国シルバー人材センターにおいて受注内容を点検し、見直しをしているところです。主な点検内容はつぎのとおりです。

- ◆ 特定の会員による就業の独占がなされていないか。
- ◆ 危険・有害な作業等でないか。
- ◆ 発注者からの指揮命令が発生していないか。
- ◆ 発注者の雇用する従業員との混在(共同)する作業でないか
- ◆ 適正な契約事務が行われているか

会員の皆さま！

シルバー人材センターは、関係する法令等を遵守します。

皆様のご協力をお願いします。